

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○保安林の指定施業要件の変更 (森林整備課)	一
○道路の区域変更 (道路課)	一
○土地区画整理事業の換地処分届出(二件) (都市計画課)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件) (契約課)	二
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (教育庁施設整備課)	三
○定期監査の結果の公表 (監査委員)	三
○土地区画整理事業に基づく書類の送付に代わる公告 (雑報)	四

告 示

○宮城県告示第七百九十九号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大崎市鹿島台深谷字塚ノ入四の二、一二の一、一二の二、一二の四、一二の七、一二の九、一二の一二、一二の一三、一二の一五、一六の一(次の図に示す部分に限る)、一六の三、一六の五、二六の一、二六の三

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塚ノ入一六の三

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2-1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台深谷字塚ノ入一六の一(次の図に示す部分に限る)、一六の三、一六の五

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(三) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第八百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

その関係図面は、平成三十年八月二十四日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三九八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
石巻市雄勝町水浜字小浜七十六番二十 二地先から 同市雄勝町雄勝字味噌作十番一地先ま で	前A	五・五 七四・〇	三、三九四・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
	後A	五・五 七四・〇	三、三九四・〇		
	後B	一〇・五 七〇・〇	三、〇四二・〇		

○宮城県告示第八百一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成三十年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
石巻広域都市計画事業石巻市新蛇田南地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
石巻市
- 三 事務所の所在地
宮城県石巻市穀町十四番一号
- 四 換地処分の年月日
平成三十年七月三日

○宮城県告示第八百二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

平成三十年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称

石巻広域都市計画事業石巻市新蛇田南第二地区被災市街地復興土地区画整理事業

- 二 施行者の名称
石巻市

事務所の所在地

宮城県石巻市穀町十四番一号

- 四 換地処分の年月日
平成三十年七月三日

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 ローター除雪車（二・二m級・二・六m幅） 一台
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 落札者を決定した日 平成三十年七月二十七日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社NICHIIJO 北海道札幌市手稲区曙五条五丁目一番十号
 - 五 落札金額 四千二百二十二万円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 入札の公告を行った日 平成三十年七月十日
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
- 平成三十年八月二十四日
- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 凍結防止剤散布車（湿式・三t級） 二台
 - 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 - 三 落札者を決定した日 平成三十年七月二十七日
 - 四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社NICHIIJO 北海道札幌市手稲区曙五条五丁目一番十号

- 五 落札金額 四千四百二十八万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年七月十日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。
平成三十年八月二十四日

- 宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 石巻好文館高校仮設校舎賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県教育庁施設整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成三十年八月一日
- 四 落札者の名称及び所在地 大和リース株式会社仙台支社 仙台市太白区大野田四丁目二十八番地の三
- 五 落札金額 三億九千七百七十五万円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成三十年七月十日

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第15号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る平成30年度定期監査の結果については、次のとおりです。
平成30年8月24日

宮城県監査委員 齋 藤 正 美
宮城県監査委員 す じ ょ う 哲 二
宮城県監査委員 宮 城 県 監 査 委 員 石 森 建 二
宮城県監査委員 成 田 由 加 里
記

- 1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等
別紙のとおり。
- 2 監査結果

平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14

項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は認められませんでした。

別紙

○宮城県水道用供水給事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日
企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成30年7月18日
大崎広域水道事務所 平成30年7月10日
仙南・仙塩広域水道事務所 平成30年7月12日
- 2 事業概要
本事業は市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万㎡	1日最大 10万 1,150㎡	栗原市、 大崎市、 加美町、 大和町、 大衡村	宮谷市、 美里町、 松島町、 大衡村 (10市町村)
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	仙台市、 角田市、 名取市、 岩沼市、 大河原町、 大貫町、 七ヶ浜町、 利府町 (17市町村)	白石市、 豊城市、 蔵王町、 柴田町、 松島町、 大貫町、 利府町 (17市町村)

- 3 事業実績
平成29年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	23,196 ^{千円}	3,493,387 ^{千円}	2,686,065 ^{千円}	683,157 ^{千円}	1,470,314 ^{千円}
仙南・仙塩広域水道事業	70,438	12,854,420	9,090,017	3,509,831	7,214,457
合 計	93,634	16,347,807	11,776,082	4,192,988	8,684,771

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成30年7月18日
大崎広域水道事務所 平成30年7月10日
仙南・仙塩広域水道事務所 平成30年7月12日

2 事業概要

本事業は工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。
事業廃止した仙南工業用水道事業については、事業の清算を進めた。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大10万㎡	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大10万㎡	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町、(5市町)	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大5万8,500㎡	大崎市、大和町、大衡村、加美町(4市町村)	昭和55年度
仙南工業用水	七ヶ宿ダム		事業廃止	

3 事業実績

平成29年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金(未処分欠損金△)
仙塩工業用水	10,210	752,470	673,382	59,693	625,628
仙台圏工業用水	14,256	638,611	529,252	98,990	306,332
仙台北部工業用水	7,491	578,841	453,907	119,405	△ 526,990

仙南工業用水	-	22,055	160	21,894	△ 10,699
合計	31,957	1,991,977	1,656,701	299,982	394,271

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県地域整備事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公営事業課 平成30年7月18日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び地域の振興に資する事業への長期貸付等を行っている。

3 事業実績

平成29年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
地域整備事業	531,698	244,755	285,085	247,854

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

雑 報

○女川町長から、公報登載の依頼があった。

平成三十年八月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業女川町被災市街地復興土地区画整理事業において、次の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百零一条第一項の規定による使用収益停止通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付にかえってその内容を次のとおり公告する。

平成三十年八月二十四日

石巻広域都市計画事業

女川町被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 女川町

女川町長 須 田 善 明

一 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

- 1 住所 宮城県牡鹿郡女川町小乗浜字小乗一番地の十六
氏名 いしばし水産株式会社
- 2 住所 宮城県牡鹿郡女川町女川浜字女川九十五番地
氏名 阿部 和義
- 3 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神二十八番地
氏名 阿部清太郎
- 4 住所 宮城県牡鹿郡女川町鷲神浜字鷲神五十四番地の三
氏名 高橋太治郎

二 通知の内容

土地区画整理法第百条第一項の規定により、女川町被災市街地復興土地区画整理事業において定められた、従前の土地図のとおり、使用収益停止の通知をします。

教示

1 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して三月以内に宮城県知事に審査請求をすることができます。(審査請求の記載事項は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第十九条第二項に規定されています。)

2 この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に女川町を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、従前の土地図は掲載を省略し、それらを牡鹿郡女川町女川浜字大原三百十六番地女川町役場(仮設庁舎)において掲示する。